

専門研修(地域保育コース)のフォローアップ研修・現任研修の考え方(案)

＜基本的な考え方＞

○事業に従事した後も継続的に市町村等において、フォローアップ研修・現任研修(以下「フォローアップ研修等」という。)を実施することが重要。とりわけ、低年齢児を対象とすることから、子どもの事故防止や安全等に関する研修を継続的に行うことが必要。

＜研修が従事要件となっている事業＞

1. 家庭的保育事業の家庭的保育補助者に対する研修

- ・家庭的保育事業は、実施事業者が個人の場合もあり、当該事業所内のみでフォローアップ研修等を行うことが難しいことから、市町村等が研修を実施することが望ましい。
- ・その際には、家庭的保育者と家庭的保育補助者が同じ研修を受講できるよう配慮することが必要。
- ・現在、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発第1030第2号)で示されている「フォローアップ研修」及び「現任研修」を基に実施することが望ましい。

2. 小規模保育事業、事業所内保育事業及び一時預かり事業の保育従事者に対する研修

- ・小規模保育事業、事業所内保育事業及び一時預かり事業(以下「小規模保育事業等」)については、事業所の規模が小さい場合もあるため、各事業所ごとに行われるフォローアップ研修等だけでなく、市町村等においても研修を実施することが望ましい。
- ・小規模保育事業、事業所内保育事業及び一時預かり事業については、事業種別ごとに実施される研修だけでなく、認可保育所の保育士を対象とする研修に参加できるよう市町村等が配慮することが望ましい。

＜研修が従事要件となっていない事業＞

○ファミリー・サポート・センター事業については、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第17号)において、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めるよう市町村に求めているところであり、引き続き、本通知に基づき実施されることが望ましい。

専門研修(地域保育コース)のフォローアップ研修・現任研修イメージ(案)

- ①家庭的保育に従事する家庭的保育補助者については、現在、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発第1030第2号)で示されている「フォローアップ研修」及び「現任研修」を基に市町村等において実施することが望ましい。
- ②小規模保育、事業所内保育、一時預かりに従事する保育従事者については、家庭的保育と同様に「フォローアップ研修」及び「現任研修」を実施することが望ましく、事業種別ごとに実施される研修だけでなく、認可保育所の保育士を対象とする研修に参加できるよう市町村等が配慮することが望ましい。
- ③ファミリー・サポート・センター事業の提供会員については、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第17号)において、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めるよう市町村に求めているところであり、引き続き、本通知に基づき実施することが望ましい。

※ フォローアップ研修及び現任研修において、とりわけ、子どもの事故防止や安全等に関する研修を継続的に行うことが必要。

(参考)現行の家庭的保育のフォローアップ研修・現任研修

【フォローアップ研修】

[家庭的保育の経験年数2年未満の者]

目的・内容
(目的) <ul style="list-style-type: none">・基礎研修において修得した内容を実践した上での、疑問・悩みの解消・関係する行政機関との連携関係の構築・家庭的保育者間での連携関係の構築
(内容) <ul style="list-style-type: none">家庭的保育者からの相談・質問を中心とした研修
[例] <ul style="list-style-type: none">・保育内容の相談(異年齢保育等)・子ども・保護者の支援のあり方・避難経路の確保、避難訓練等の計画・記録等の書類の作成方法・経理方法等の指導など

※経験年数1年未満の者に対しては、少なくとも2か月前に1回以上実施することが望ましい。

【現任研修】

[すべての家庭的保育者]

科目名	時間数
①最近の児童福祉行政	1時間
②家庭的保育の運営・管理	2時間
③子ども(3歳未満児)の心身の発達と保育	3時間
④子ども(3歳未満)の健康管理	3時間
⑤子ども(3歳未満児)の栄養管理	3時間
⑥子ども(3歳未満児)の安全と環境	3時間
⑦保護者理解と対応	3時間

・家庭的保育者と家庭的保育補助者が同じ研修を受講できるよう配慮する。
・地域の実情に応じて、受講者が受講しやすいよう、研修日や時間を工夫しながら、年1回実施する。